

国立大学法人和歌山大学学長の在任中における解任手続きに関する規程

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程第 6 号

最終改正 令和 4年 3月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学学長選考・監察会議規程第13条第2項の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）の学長の在任中における解任手続きに関し、必要な事項を定める。

(解任の要件)

第2条 学長を解任する要件は、次のとおりとする。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (2) 学長としてふさわしくない行為があった場合
- (3) その他学長としての素養及び能力に著しく欠けると判断された場合

(解任の手続き)

第3条 学長解任の発議は、次のとおりとする。

- (1) 国立大学法人和歌山大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）の委員5名以上による不信任の発議があった場合
- (2) 本学教職員の4分の1以上の解任請求署名が提出された場合

第4条 学長選考・監察会議は、前条による学長解任の発議があった場合は、解任請求事由と学長の反論を明示のうえ、学内の意向を調査するための解任請求投票を行う。

- 2 解任請求投票は、国立大学法人和歌山大学学長候補者選出に係る適任審査に関する規程第11条第2項に規定する教職員により行う。
- 3 外国出張等やむを得ない事情により投票できないと学長選考・監察会議が判断したときは、事前に不在者投票を行うことができる。
- 4 代理投票は、認めない。

(解任の決定)

第5条 学長選考・監察会議は、前条による解任請求投票の結果、不信任が有効投票数の過半数の場合に、学長解任に関する審議を行う。

- 2 学長解任の審議は、解任請求投票の結果を踏まえて行うものとし、解任は、学長選考・監察会議委員全員の過半数をもって決する。
- 3 前項により解任する議決がなされた場合は、文部科学大臣に対し、解任の上申を行うものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月19日一部改正:法人和歌山大学規程第1529号)

この改正規程は、平成26年6月19日から施行する。

附 則(令和3年10月25日一部改正:法人和歌山大学規程第2377号)

この改正規程は、令和3年10月25日から施行する。

附 則(令和4年3月28日一部改正:法人和歌山大学規程第2435号)

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。